

しずぎんホームバンキングサービス

しずぎんPCバンキングサービス

しずぎんANSERパソコンサービス

しずぎんテレホン（ファクシミリ）振込サービス ご利用規定

1. （端末機の利用方法・サービス利用について）

- （1） しずぎんホームバンキングサービス・しずぎん PC バンキングサービス・しずぎん ANSER パソコンサービス・しずぎんテレホン（ファクシミリ）振込サービスをご利用いただける端末機は、各サービスごとに当行が定めた通信機能を持ち、契約者ご本人が占有管理する端末機とします。
- （2） 端末機からの利用方法は、当行が定める方法および操作手順にもとづいて行い、当行が定める回線番号あてに送信してください。
- （3） ご利用いただくサービスは、申込書にご指定されたサービスとします。
- （4） 各サービスの利用時間は、当行が定める日および時間内とします。

2. （照会サービスの取扱い）

照会サービスでは、契約者ご本人（以下「依頼人」といいます）からの端末機による依頼にもとづき、あらかじめ届出の依頼人名義の照会指定口座について、当行所定の取引明細および残高の照会を行うことができます。

3. （照会サービスの受付等）

- （1） 当行で受信した照会サービスの暗証番号および照会指定口座の店番号・預金種類・口座番号が届出の照会サービスの暗証番号および照会指定口座の店番号・預金種類・口座番号と一致した場合には、当行は送信者を依頼人とみなし応答します。
- （2） すでに応答した内容について、訂正依頼、その他相当の事由がある場合には、依頼人に通知することなく変更または取消いたします。

4. （振込振替サービスの取扱い）

- （1） 振込振替サービスでは、依頼人からの端末機による依頼にもとづき、次の取引・照会を行うことができます。

①あらかじめ届出の依頼人名義の口座（以下「支払指定口座」といいます）よりご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ届出の当行国内本支店（以下「当行本支店」といいます）の口座あるいは内国為替運営機構に加盟している当行以外の金融機関の国内本支店（以下「他行本支店」といいます）の口座（以下「入金指定口座」といいます）へ入金する取引を行うことができます。ただし、テレホン（ファクシミリ）振込サービスの場合、入金指定口座は当行本支店に限ります。

②「都度指定方式」のご利用を指定された場合は、入金支店口座をあらかじめ届出ることなく、ご依頼の都度、入金口座を指定できます。また、この取扱はしずぎんホ

ームバンキングサービス、しずぎん PC バンキングサービス、しずぎん ANSER パソコンサービスに限ります。

③取引の結果について等、所定の照会を行うことができます。

(2) 端末機による依頼は、あらかじめ届出の電話番号の回線を使用してください。

(3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。

①支払指定口座と入金指定口座とが同一店内かつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。

②支払指定口座と入金指定口座とが異なる当行本支店にある場合、または他行本支店にある場合、もしくは入金指定口座と支払指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

③入金指定口座が給与振込受取口座としてあらかじめ届出されている場合は、「給与振込」として取扱います。なお、給与振込受取口座として指定できる口座は当行本支店にある口座に限ります。

④給与振込のご依頼は、依頼人の役員ならびに従業員に対する報酬・給与・賞与の振込に限ります。なお、給与振込は給与支給日の午前 10 時までにご依頼ください。

5. (振込または振替の受付等)

(1) 当行で受信した暗証番号、支払指定口座の店番号・預金種類・口座番号が届出の暗証番号、支払指定口座の店番号・預金種類・口座番号と一致し、かつ各サービスごとに次の事項が一致した場合には、当行は送信者を依頼人とみなします。

①しずぎん ANSER パソコンサービスでは、当行で受信した承認暗証番号が当行所定の番号と一致した場合

②しずぎんホームバンキングサービス、しずぎん PC バンキングサービスでは、当行で受信した端末機の電話番号が届出の電話番号と一致した場合

③「都度指定方式」では、当行で受信した確認暗証番号が届出の確認暗証番号と一致した場合

(2) ご依頼の内容については、当行が振込・振替確認画面の依頼コードを受信した時点で確定します。

(3) ご依頼の内容が確定した場合、当行は直ちに支払い指定口座から振込金額または振替金額と当行所定の振込手数料金額との合計額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。ただし、ご依頼の入金指定口座に「振込手数料差引」の指定がされている場合、振込金額は振込依頼金額から当行所定の振込手数料を差引いた金額とします。

なお、振込または振替手続きにおいて、支払指定口座からの引落としと同時に、他行口座への振込は電信振込処理を行い、当行口座へは、入金処理します。ただし、ご依頼が「予約扱」の場合には、振込処理と入金処理を振込指定日に行います。(しずぎん PC バンキングサービスの「予約扱」の場合には、振込日当日の当行所定の時刻に支払指定口座

から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。)

- (4) 予約扱の取引は、ご依頼日の当日中に限り取消しができます。この取消のご依頼があった場合、当行は当該予約扱取引で引落した金額を支払指定口座に戻し入れたうえ、当該予約取引はなかったものとします。

ただし、しずぎん PC バンキングサービスでは、振込日前営業日の当行所定の時刻まで予約取消しができます。

- (5) 当行所定の手続きが終了した場合、当行はその手続きの処理結果を端末機に送信します。依頼人は、この処理結果を必ずご確認ください。

- (6) 回線等の障害により、当行の処理結果が受信できなかった場合は、障害回復後に振込振替照会により当行の処理結果をご確認ください。

なお、障害が回復しなかった場合は、お取引店にご確認願います。

- (7) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)、通知預金規定、当座勘定規定、ローンカード規定または当座貸越契約書にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書等、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法で取扱います。

- (8) この取扱いによる 1 回あたり振込金額または振替金額の限度は、当行または依頼人があらかじめ指定した金額の範囲内とします。

- (9) 以下の各号に該当する場合、振込振替サービスのお取扱いはできません。

①振込または振替依頼を当行で受信した時に、振込金額または振替金額と当行所定の振込手数料との合計額が、支払指定口座より払い戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます)を超えるとき。

②支払指定口座あるいは当行本支店の入金指定口座が解約済の時。

③依頼人からの支払指定口座への支払停止、あるいは入金指定口座への入金停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続きを行ったとき。

④差押え等やむを得ない事情があり、当行が支払あるいは入金を不適当と認めたとき。

- (10) 支払指定口座から引落しがなされており、入金指定口座への入金ができない場合は、振込金額または振替金額を当行所定の方法により、当該口座へ戻し入れます。

- (11) しずぎん PC バンキングサービスの「予約扱」で、振込または振替資金および当行所定の振込手数料の引落しができず、振込または振替契約が成立しなかった場合、当行は当該振込または振替依頼がなかったものとして取扱います。この場合、当行は、契約者に対し振込または振替契約が成立しなかった旨の通知はしません。

6. (依頼内容の訂正・組戻し)

- (1) 振込取引において、振込処理後にその依頼内容を変更する場合は、取扱店の窓口において次の訂正の手続きにより取扱います。ただし、振込先の金融機関・店舗名および振込金額を変更する場合には、次号に規定する組戻しの手続きにより取扱います。

①訂正の依頼にあたっては、当行所定の「振込訂正依頼書」に記名押印のうえ提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

②当行は、「振込訂正依頼書」に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2) 振込の取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。組戻しを行う場合、振込手数料は返却しません。また、組戻しにつきましては、当行所定の手数料がかかります。

①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の「振込組戻依頼書」に記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

②当行は、「振込組戻依頼書」に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③組戻しされた振込資金は、依頼人の当行預金口座へ返却します。なお、その際当行所定の「受取書」を提出いただきます。

(3) 第1項、2項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

7. (手数料等)

(1) 照会サービスおよび振込振替サービスの利用にあたっては、当行所定の基本料金を毎月所定の日に預金通帳および払戻請求書、または当座小切手なしで手数料引落指定口座から自動引落しいたします。

(2) 振込振替サービスによる振込手数料は、第5条第3項および第7項の規定により引落しますが、後納扱を指定の場合は当行所定の日に第1項に準じて手数料引落指定口座から自動引落しいたします。

8. (取引内容の確認)

(1) この取扱による取引後は、すみやかに普通預金通帳、当座勘定照合表または通知預金通帳等への記入により取引内容を照合してください。万一取引内容・残高に相違がある場合は直ちにその旨をお取引店にご連絡ください。

(2) 取引内容・残高に相違がある場合において、依頼人と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

9. (免責事項)

(1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) この取扱による振込または振替依頼の受付の際、送信された暗証番号、支払指定

口座の店番号・預金種類・口座番号、受取人番号、依頼（または取消）コードと、あらかじめ届出されている暗証番号、支払指定口座の店番号・預金種類・口座番号および当行があらかじめ指定した受取人番号、依頼（取消）コードとの一致を確認して取扱いましたうえは、暗証番号、支払指定口座の口座番号等につき、当行の責によらない不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

10. （届け出事項の変更等）

暗証番号、指定口座等届出内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取扱店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

11. （当行からの通知の到達について）

本サービスにかかる当行からの通知については、利用者が当行に届出を怠るなど利用者の責によって延着・未着となった場合には、その通知は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12. （反社会的勢力との取引拒絶）

各サービスは、第 13 条第 2 項①、②AからFおよび③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 13 条第 2 項①、②AからFまたは③AからEの一にでも該当する場合には、当行は各サービスの利用申込をお断りするものとします。

13. （解約）

（1） この取扱は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。また、1 年以上にわたり、この取扱による振込または振替が発生しない場合、当行はあらかじめ書面でご通知のうえ取扱を中止することがありますので、ご了承ください。

（2） 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はサービスの利用を停止し、または契約者に通知することによりこの契約を解除することができるものとします。

①契約者がサービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

14. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）、納税準備預金規定、各種定期預金規定、当座勘定規定、ローンカード規定および当座勘定貸越契約書により取扱います。

15. (規定の変更)

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

16. (契約期間)

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、依頼人または当行から特に申し出のないかぎり、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以上

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私〔本サービスの契約者（法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ）〕は、次の1. の各号のいずれかに該当し、もしくは2. の各号のいずれかに該当する行為をし、または1. にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、本サービスが停止され、または通知により本サービスが解約されても異議は申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

1. 当行との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

2. 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為